

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①については、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日（昭和26年9月25日）及びA株式会社における資格取得日（昭和27年2月1日）を昭和26年10月1日に訂正し、申立期間①の両事業所における標準報酬月額をともに8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、両事業所とも明らかでない認められる。

2 また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②については、C株式会社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和27年2月13日）及び資格取得日（昭和27年5月1日）を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年9月25日から27年2月1日まで
② 昭和27年2月13日から同年5月1日まで

昭和25年3月D学校E科卒業後、すぐFを主業とするA株式会社に就職し、29年2月に会社が海運事業の業務拡大に失敗し倒産状態となったので退職した。入社後、会社の方針で支店、工場、本社へと短期間のうちに勤務期間に切れ目無く転勤した。

厚生年金保険の加入記録が欠落したのは、私の度重なる転勤と会社の社名変更と本社移転に伴う書類が輻輳したためではないかと思う。厚生年金保険の記録について確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する辞令及びA株式会社（本社）における上司の供述から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和26年10月1日にA株式会社B工場から同社（本社）に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額は、昭和26年9月については、A株式会社B工場における26年8月の社会保険事務所の申立人の記録から8,000円とし、同年10月から27年1月までは、同社（本社）における27年2月の社会保険事務所の申立人の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①について、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、いずれの事業所も既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主及び関係者の供述も得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、申立期間①について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人が所持する辞令及びC株式会社（旧A株式会社）における前述の上司の供述から、申立人が継続して同社に勤務していたことが認められる。また、当該上司は、申立人は申立期間②において業務内容、勤務形態に変更は無かったと供述しているところ、当該上司及び申立人が所属していたG課の同僚のうち厚生年金保険の被保険者記録が確認できる6人は、いずれも申立期間②において、厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額は、C株式会社における同年2月及び5月の社会保険事務所の申立人の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②について、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が既に厚生年金保険

の適用事業所に該当しなくなっており、事業主及び関係者の供述が得られず確認できないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所にこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおり、昭和27年2月13日を資格喪失日とし、同年5月1日を資格取得日として届出を行った結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月及び4月の保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から55年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年2月から55年2月まで

昭和51年2月から55年2月までの期間が空白になっていた。当時A県に住んでおり、何か所か勤務していたので、社会保険事務所で調べてもらったが、厚生年金保険は無いとのことだった。当時病院で何度か注射をうってもらった記憶がある。勤務先で国民年金をかけてくれていたのではないかと尋ねた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年2月にB社会保険事務所で払い出されており、申立期間は未加入期間である上、申立期間当時の申立人の住所地、勤務地を管轄していた社会保険事務所においても、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は申立期間の国民年金保険料を自分で納付した記憶はなく、勤務先で納付してくれたのではないかと申し立てているが、申立人は申立期間当時の勤務先が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す領収書や給与明細書の記載等を見た記憶はなく、勤務先から国民年金の納付に関する話を聞いたこともないとしている。

さらに、申立期間当時勤務していたとする4事業所中、申立人の勤務が確認できた1事業所からは、国民年金保険料を申立人に代わり納付していたという事実は無かったとの回答を得ているなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

